

共同声明 東海第二原発事故時の避難所の専有面積一人2平米では狭すぎる

原子力防災を考える会@茨城（茨城県）
エナガの会（千葉県東葛地域）
原発止めよう！東葛の会（千葉県東葛地域）
国際環境 NGO FoE Japan（東京都）
原子力規制を監視する市民の会（東京都）

茨城県は1月25日に県の地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定版を公表し、東海第二原発事故時の避難所の面積を避難者一人当たり「3平方メートル以上」とすると明記した。避難所の面積については、一人当たり2平方メートルを前提に策定された広域避難計画に対し、感染症予防や居住環境の観点から狭すぎるとの指摘が、議会や私たち市民団体を含めて各所でなされ、2021年10月の県議会において大井川知事が見直しを約束していた。

改訂は「3平方メートル以上」となり、拡大したように見える。しかし茨城県が先行して2021年に改訂した「避難所運営マニュアル作成指針」によると、「3平方メートル以上」には通路も含まれている。避難者の専有面積（通路等を除いた居住面積）では、相変わらず一人当たり2平方メートルであり何ら改善されていないのである（資料1）。今回の改訂は以下の点で問題がある。

- ・ 避難者の専有面積一人当たり2平方メートルが許容されるが、これでは十分な感染症予防を図ることができない。国の基準をも下回っている（資料3）。
- ・ 水戸市の避難者の受入れ先である千葉県松戸市は、避難者の受入れ人数の算出にあたり、一人当たり4平方メートルを前提としている。避難先により一人当たり2平方メートルであったり4平方メートルであったりと「避難所格差」が生じてしまうことになる。
- ・ 福井県が作成した「原子力災害における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」【避難所レイアウト例】においても、一人当たり4平方メートルを前提としている（資料2）。
- ・ 被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準であるスフィア基準では、プライバシーを確保するためにも避難所内では「1人あたり最低3.5m²の居住スペース」を確保するよう求めている。この場合「居住スペース」は通路等を除いた面積と解すべきである（資料4）。
- ・ 県は今回の改訂に際し意見募集を行った。県民から居住面積2平方メートルでは狭すぎるとの意見が出され、県が設けた委員会でも改善を求める声が出たがこれを反映しなかった。

すべての避難者が等しく十分な感染症予防を図り、最低限の居住環境を確保できるよう、地域防災計画は、「1人当たり3m²以上とする」ではなく、少なくとも「1人当たりの専有面積（通路等を除いた居住面積）を4m²以上とする」とし、指針についてもそれを前提に見直しを図るべきである。

また、こうした状況では、東海第二原発において重大事故が発生した場合の避難計画の実効性はないといえ、言うまでもなく東海第二原発の再稼働は許されない。

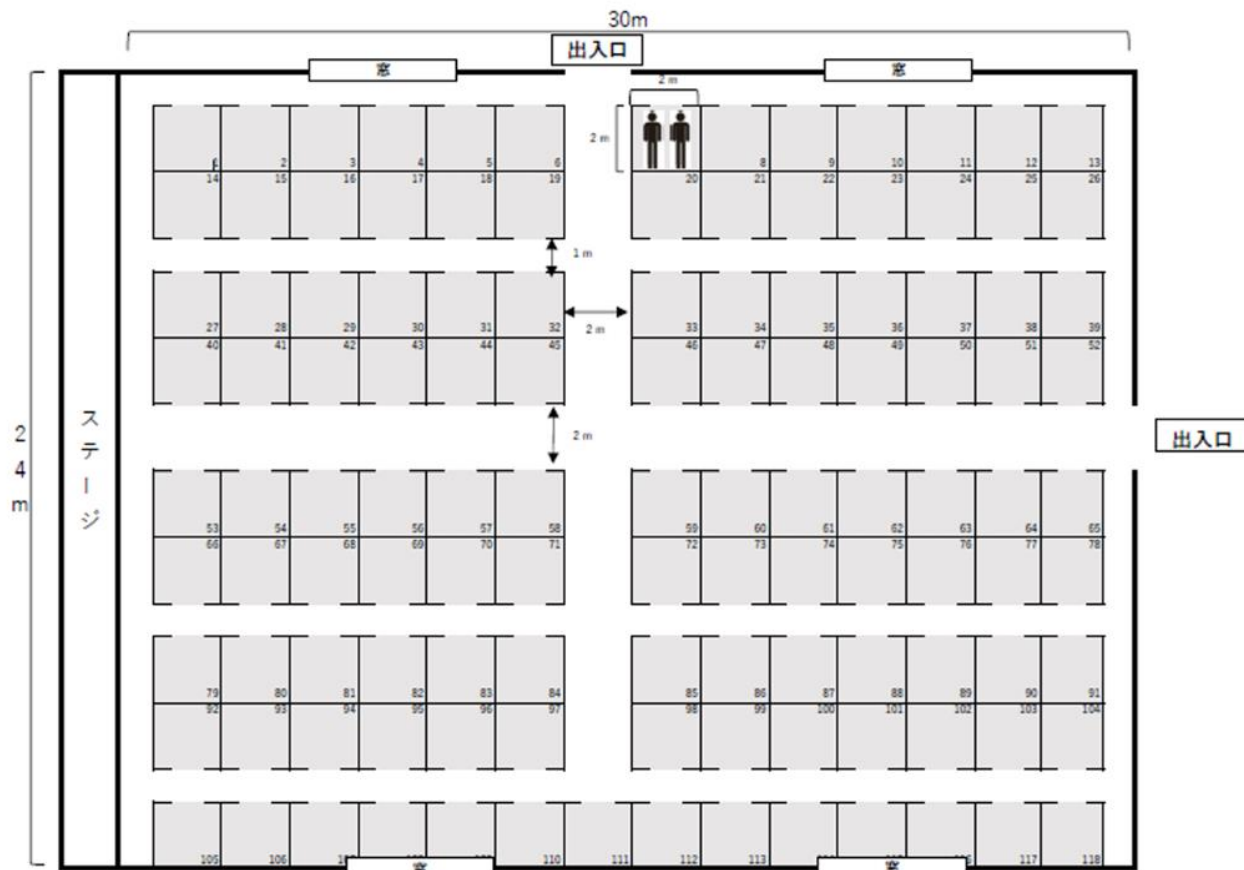
2023年1月28日

連絡先 162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-12-302
原子力規制を監視する市民の会
(阪上 090-8116-7155)

資料1 茨城県「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」
https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/korona_taiou/documents/hinanzyouneisisin.pdf

(例1) パーテーションを活用したレイアウト

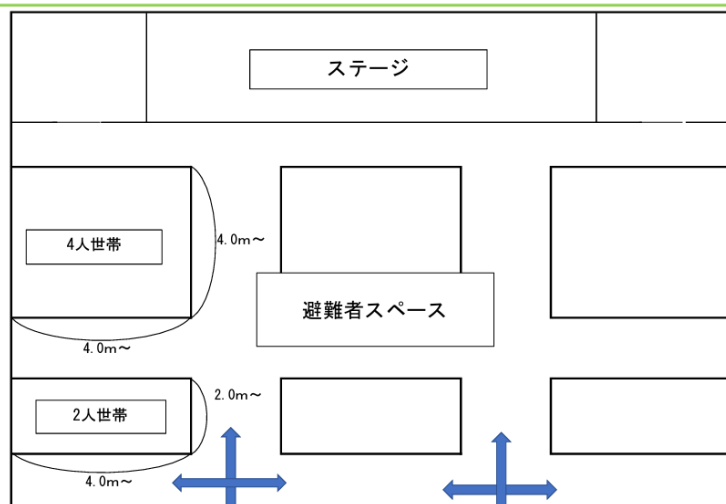
○総面積720㎡ (30m×24m) ○収容可能人数=236人 ○1人あたりの居住面積 (通路含む) 約3.0㎡/人



1人あたりの居住面積 (通路含む) 約3.0㎡/人とあるが、通路を含めているので、専有面積 (通路を除いた居住面積) は1人当たり2㎡となっている。

資料2 福井県「原子力災害における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/genshiryoku-saigai_d/fil/corona-g.pdf

【避難所レイアウト例】

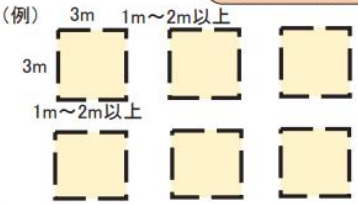


専有面積1人当たり4㎡を前提としている。

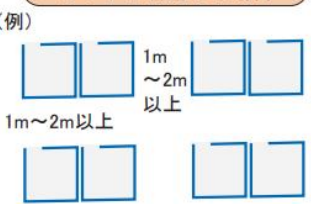
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）


- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞る場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

(例)  ○一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
 ○家族間の距離を1m以上あげる
 ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

(例)  ○テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



パーティションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)  1m～2m以上

- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

一人当たりの専有面積は、「テープ等による区画表示」では一家族4人とした場合、一人当たり2.25m²となる。「パーティションを利用した場合」では3m²ないしそれ以上となる。

資料4 スフィア基準

https://jqan.info/wpJQ/wp-content/uploads/2019/10/spherehandbook2018_jpn_web.pdf

居住スペース：居住スペースは、睡眠、調理、食事、洗濯、身支度、食料の保管や貯水など、日常の活動を行うために、また家庭の所持品やその他の財産を守る上で適切でなくてはならない。文化的および社会的規範に応じて、同一世帯内においても、性別、さまざまな年齢のグループや家族に求められるプライバシーおよび距離間隔を確保する必要がある。⊕ 避難所および避難先の居住地基準 2: 立地および避難先の居住地の計画立案参照。

最低限の居住スペースは、文化的および社会的慣習、状況、支援の段階、また中央行政や人道支援分野からの指導や助言が反映されるべきである。最低限の算定面積（1人あたり3.5m²、寒冷気候では4.5m²）の承認により起こり得る影響を慎重に検討し、それらの適用についてパートナーと合意をして、すべての人びとのためにできるだけ迅速に最低基準に近づける。